議案第７４号

青梅市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月２日

提出者　青梅市長　大勢待　利　明

（説明）

令和８年度までとなっている都市計画税の税率に関する特例措置について、今後３年間の都市計画事業に要する経費と税収との均衡を勘案し、税率を引き下げるとともに、適用期間を延長したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例の一部を改正する条例

青梅市市税条例（平成１０年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

付則第３０条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に、「令和８年度」を「令和１１年度」に、「１００分の０．２５」を「１００分の０．２３」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の付則第３０条第１項の規定は、令和９年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。